

要綱第3条で定める管理体制基準の解説等

1 食品関連事業所ごとに食品表示責任者を設置していること。

解説

「食品関連事業所ごとに」とは、事業を行う場所ごとという意味であり、1事業者が複数の事業所を持っていれば、山口県食品表示適正化推進事業所認定ステップアップ制度に参加しようとするそれぞれの食品関連事業所ごとに、本県が主催する山口県食品表示責任者養成講習会を受講した「食品表示責任者」（講習会受講済証の有効期間内であること）の設置が必要です。

ただし、食品表示責任者が複数の事業所を兼務している場合であっても、職務に支障をきたさない（食の安心・安全推進条例第27条に基づく業務を行うことができる）場合は、この限りではありません。

また、事業者が自ら食品表示責任者となる場合は、別に食品表示責任者を配置する必要はありません。

添付書類

- ・山口県食品表示責任者養成講習会受講済証の写

2 仕入、製造、出荷・販売等の各工程において、食品表示の確認や記録を行う担当者を定めていること。

解説

食品表示責任者の監督のもと、仕入、製造、出荷、販売等の各工程において、食品表示の確認や確認状況の記録を行う担当者を決め、組織として食品表示適正化への体制づくりを行っている必要があります。

なお、より効果的に不適正表示を防止する観点から、各工程における確認や記録を行う担当者はそれぞれ別の者とするのが望ましいですが、職員体制等の都合により工程ごとに別の者を配置することが困難な場合は、事業所において適切な措置を講じたうえで、同一人（食品表示責任者自身を含む）とすることも差し支えありません。

添付書類

- ・仕入、製造、出荷、販売等、各工程の食品表示の確認や記録を行う担当者がわかる書類

3 消費者等からの食品表示に係る問い合わせや苦情の相談窓口を設置するとともに、問い合わせ等の対応状況を記録し、保存していること。

解説

事業所において、食品表示に係る問い合わせや苦情に関する対応部署、対応者等を文書等により定めるとともに、相談への対応状況を記録、保管していることが必要です。

添付書類

- ・事業所における食品表示に係る問い合わせや苦情への対応者等がわかる書類
- ・相談への対応状況等に関する記録

4 不適正表示が判明した場合の対応方法を定め、対応状況を記録し、保存するとともに、発生原因を分析し、再発防止策を講じること。

解説

不適正表示が判明した場合に速やかに対応するための対応方法（例：自主回収、周知等）が文書等により定められていることが必要です。

また、発生した不適正表示の内容や対応状況を記録するとともに、発生原因を分析し、その結果に基づく再発防止策を講じ、再発防止に努めてください。

添付書類

- ・事業所における不適正表示への対応方法がわかる書類
- ・不適正表示への対応状況等に関する記録

5 仕入、製造、出荷・販売等の各工程において、食品表示に係る情報が記載された書類を整備するとともに、関係事業者との取引状況等を記録し、保存していること。

⇒

(1) 仕入

- ・仕入先、仕入年月日及び品名等を記録し、当該記録を保管していること
- ・仕入れた食品について、原材料の種類や配合割合、科学的・合理的な設定方法により定められた消費期限又は賞味期限などが記載された資料等（以下「製品説明書等」という）を入手し、食品表示が適正であることを確認していること

解説（仕入）

①仕入れた食品について、仕入年月日、品名、仕入先の名称及び所在地、製造者または加工者の名称及び所在地（原材料が農林水産物の場合は、生産者等の名称及

び所在地)、ロット確認が可能な情報(年月日表示又はロット番号)、検品を実施した際の状況等を記録、保存していることが必要です。

- ②また、仕入先から仕入れた食品の製品説明書等を入手し、使用する原材料に関する情報について確認することが必要です。

添付書類（仕入）

- ・事業所で取り扱っている代表的な食品に係る上記①、②に関する書類

⇒ (2) 製造

- ・製造した食品のロットごとに、製造年月日や製造量等を記録し、当該記録を保存していること
- ・製造した食品について、製品説明書等を作成し、保存していること

解説（製造）

- ①製造した食品のロットごとに、ロット確認が可能な情報（ロット番号等）、製造日時及び製造量を記録し、当該記録を保存していることが必要です。
- ②また、製造した食品について、製品説明書等を作成していることが必要です。
なお、食品の製造を委託する場合は、委託先の製品説明書等で、表示の内容を事業者自らが確認し、確認内容を記録・保存していることが必要です。
- ※期限表示の設定にあたっては、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成17年2月25日付け 食安基発第0225001号）及び「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：期限表示について 平成20年11月）」を踏まえ、科学的・合理的な根拠のもとに行ってください。

添付書類（製造）

- ・事業所で取り扱っている代表的な食品に係る上記①、②に関する書類

⇒ (3) 出荷・販売

- ・出荷・販売する食品について、関係法令や製品説明書等の内容と照らし、表示すべき事項が適正に表示されていることを確認するとともに、その確認状況及び出荷・販売の状況（出荷・販売先、年月日、食品名、数量等）を記録し、当該記録を保存していること
- ・出荷・販売先の事業者に対して、出荷・販売した食品の製品説明書等を提出していること

解説（出荷・販売）

- ①食品の出荷・販売の際、当該食品の表示が製品説明書等の内容どおり記載されていることを確認するとともに、その確認状況、出荷・販売年月日、食品名、出

荷・販売先の名称及び所在地、数量、ロット確認が可能な情報(ロット番号等)、検品を実施した際の状況、現物表示を記録、保存していることが必要です。

②また、出荷・販売先の事業者に対して、出荷・販売した食品に係る製品説明書等の提出により、当該食品に係る食品表示の確認等に必要な情報について適切に伝達してください。

なお、製品説明書等の提出の方法は、取引先が確認可能な方法であれば良く、製品説明書等を提示するほか、注文書、契約書等、他の目的のために作成する書類に記載等することでも差し支えありません。

添付書類（ウ 出荷・販売）

- ・事業所で取り扱っている代表的な食品に係る上記①、②に関する書類

6 第1号から第5号に掲げる管理体制基準が適正に運用されていることを定期的に確認する方法を定めるとともに、確認状況を記録し、保存していること

解説

「定期的」とは、例えば、棚卸や決算期に合わせて、月1回の実施等が考えられます。点検の方法を文書等により定め、その点検内容を記録、保管していることが必要です。なお、申請時においては自主点検を最低1回以上実施していることが必要です。

添付書類

- ・自主点検の方法、確認内容等に関する書類